

議案第32号

逗子市手数料条例の一部改正について

逗子市手数料条例の一部を次のように改正する。

平成29年6月8日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市手数料条例の一部を改正する条例

逗子市手数料条例（平成12年逗子市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1（第2条関係）神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号）第2条第1項の規定に基づく屋外広告物の許可の項を次のように改める。

神奈川県 屋外広告 物条例 （昭和24 年神奈川 県条例第 62号）第 2条第1 項の規定 に基づく 屋外広告 物の許可	貼り紙		50枚	500円	枚数が50枚未 満であるとき 又はその枚数 に50枚未満の 端数があると きは、その満 たない数又は その端数は、 50枚として計 算する。
	貼り札		1枚	300円	
	建築物の壁面 を利用して懸 垂装置により 掲出するもの	照明装置のない もの	1張	1,500円	広告等の表 示面積が5 平方メート ルを超える

				ときは、 1,500円にその を超える5 平方メート ル又はその 端数ごとに 1,500円を加 算した額と する。
	照明装置のある もの	1張	2,400円	広告等の表 示面積が5 平方メート ルを超える ときは、 2,400円にそ のを超える5 平方メート ル又はその 端数ごとに 2,400円を加 算した額と する。
	電柱又は街灯柱を利用するもの	1枚	300円	
	電車、自動車等の外面を利用するもの	1台	800円	
広告塔、広告 板、アーケー ドに設置する もの及び案内 板	照明装置のない もの	1基	1,500円	広告等の表 示面積が5 平方メート ルを超える ときは、

				1,500円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに1,500円を加算した額とする。
	照明装置のあるもの	1基	2,400円	広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、2,400円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに2,400円を加算した額とする。
アーチ	照明装置のないもの	1基	6,000円	
	照明装置のあるもの	1基	9,000円	
アドバルーン	照明装置のないもの	1個	1,000円	
	照明装置のあるもの	1個	1,500円	
立看板		1基	300円	

のぼり旗		1 本	300円		
広告幕	表示面が固定されていないもの		1 張	300円	
	表示面が固定されているもの	照明装置のないもの	1 張	1,500円	広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、1,500円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに1,500円を加算した額とする。
		照明装置のあるもの	1 張	2,400円	広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、2,400円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに2,400円を加算した額とする。
標識柱を利用するもの		1 枚	300円		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の逗子市手数料条例の規定は、施行の日以後になされた申請等に係る手数料から適用し、施行の前になされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

神奈川県において、屋外広告物の許可手数料の改定等を目的として、神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号）の一部改正を行ったことに伴い、改正の要あるため提案する。